

君津市立周西南中学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年6月 改定

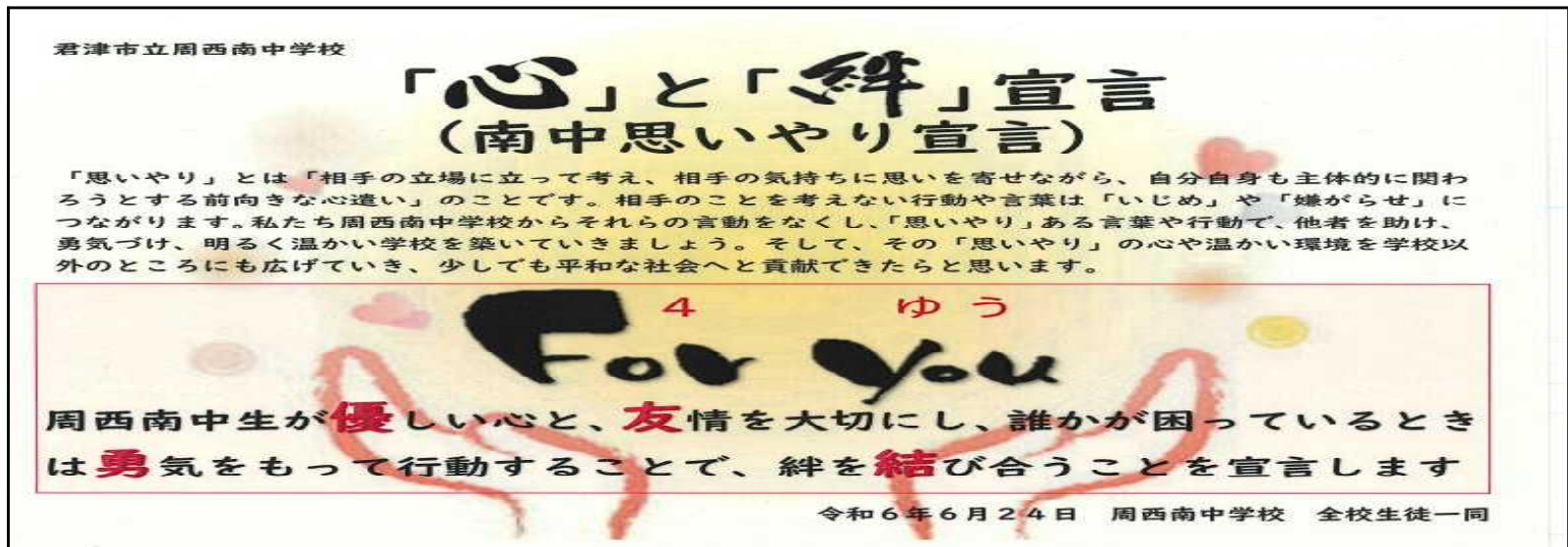
I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。周西南中学校では、いじめ対策委員会を設置し、いじめ問題に「組織」で対応していく。

平成25年6月、生徒会本部・生活委員会を中心に、『明るい学校をつくるための、「こころ」と「絆」宣言』（南中宣言）を作成し、全校で採択した。南中宣言により、全員が笑顔で生活できる学校づくり、互いが理解し合い、助け合うことができる「絆」づくりを進めている。「いじめを生まない雰囲気づくり」のために、正義の芽を育て、また教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に日々取り組んでいく。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進め、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

いじめ防止対策推進法13条の規定及び国のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。



〇いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

【文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

II いじめ対策の組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための未然防止の取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。そこで、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 いじめ対策委員会（毎週）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 その他必要に応じ関係する職員

2 重大事案発生時の組織

重大事案が発生したとき、速やかに対処するとともに、再発防止に向け、次のいずれかの組織を設ける。（学校内では対処しきれず、外部の専門家や教育委員会が設置する組織が必要と教育委員会が判断した場合）

- ① いじめ対策委員会、及び、外部の専門家を含めた調査組織
- ② 君津市いじめ調査委員会（市条例第20条）

※重大事案とは、

- ① いじめにより、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

* 想定されるケース

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を被った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

* 「相当期間」については年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

Ⅲ 未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を進めることが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

1 校内の指導体制

(1) 学校全体での取り組み

①いじめを許さない風土づくり

- ・生徒指導主事と生徒会担当が連携し、年度初めに『「こころ」と「絆」宣言（南中宣言）』、『学級宣言文』を決め採択（6月）し、学校全体でいじめ防止に取り組む。
- ・たとえ軽微ないじめであっても、絶対に容認しないという姿勢を日頃から学級や学年、全校集会などで生徒に訴えていく。全校で考えさせたいことが起これば、緊急の全校集会等を行う。
- ・日常的に学級や学年で『南中宣言』、『学級宣言文』について触れ、いじめを許さない雰囲気をつくり、また年に2回、全校生徒でふり返りを行い、評価する。（12月、3月）

②相談体制・支援体制づくり

- ・教育相談（6月・11月）を設定し、生徒自身から気楽に様々な悩みを相談できる環境をつくる。また、学校生活アンケート（6月・10月・2月）も定期的に行う。学校生活アンケートには、学校適応度を測る質問肢を入れ、評価が低い生徒には、相談活動や学習面のアドバイスを多くの教職員で行いサポートする。
- ・スクールカウンセラーとの面接（1年及びサポートルーム使用者は全員、2・3年生は必要に応じて）実施し、相談しやすい関係をつくる。
- ・「いじめ対策委員会」を機能させ、生徒の日常の相談からいじめに関する内容まで情報の共有を図り、支援体制を充実させる。担任だけではなく、組織で対応する。
- ・特別な支援を要する生徒に関わるいじめに対応するために、生徒の特性を踏まえた指導となるよう「校内支援委員会」との連携を深め、生徒理解に努める。

③保健室経営の充実

- ・学校不適応感や悩みが、体調不良につながる生徒は意外と多い。養護教諭と生徒のやりとりからSOSを拾うことができる場合もある。養護教諭は保健室で、生徒の様子で気になることがあったら、即時に学級担任や学年主任、生徒指導主事、教務主任、教頭等へ、また必要に応じて保護者にその日のうちに必ず報告・連絡する。またスクールカウンセラーなどへの相談につなげることも積極的に行っていく。

(2) 授業担当者としての取り組み

①指導力の向上

- ・生徒指導の機能を生かした授業を目指し、校内研修を行ったり、校外研修に参加したりするなどして、いじめ防止に向けて教職員の指導力の向上を図る。

②授業前後の生徒の観察・報告・連絡・確認

- ・いじめは、教職員の目の届かないところで起こることが多いので、授業担当者は授業前後に教室や廊下、トイレなどの様子を観察する。
- ・気になることはすぐに関係職員に報告・連絡・確認する。

③一人ひとりが存在感を感じることができる授業づくり

- ・生徒一人ひとりの興味や関心にあった活躍ができる場を、それぞれの教科で設定し、みんなで認め合える雰囲気をつくるように努力する。
- ・間違った答えや意見であっても、大切にす。冷やかしかあざけ笑うような言葉や態度があれば、その場で毅然と指導する。
- ・教師の言動の大きな影響を常に意識し、生徒が傷ついたり、いじめに繋がることのないよう十分注意する。

④その場で即時対応、指導

- ・明らかな「冷やかしかからかい」、「悪口」などに対して、毅然とした態度で、学年全体、または学級で、適宜に適切な注意と指導を行う。

(3) 学年や学級での取り組み

①好ましい人間関係、認め合う風土づくり

- ・何よりも教師自身が明るく前向きに生活し、互いにあいさつが出来、笑顔のある明るい雰囲気をつくる。
- ・教職員と生徒がより良い人間関係を築くために互いの長所や個性を認め合う態度で接する。

②リーダーの育成、フォロアーの育成

- ・リーダーの育成とともに、それを支えるメンバーを育成し、協力し合い学級の課題を解決できるようにする。
- ・体育祭、南中祭ではBS活動をなるべく多く盛り込み、上級生が下級生の手本となるような場面を多く与える。また「清掃体力づくり」においては、3年生に責任を与えることにより、率先した行動を促し、その頑張りや褒め、自己有用感を与えられるような活動にする。

③道徳教育や特別活動の充実

- ・年間を通じて、いじめに関するテーマを学級で取り上げ、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、互いに支え合える集団づくりに努める。更にいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論できるよう内容を工夫する。
- ・生徒に「誇り」や「充実した自己の存在」を感じさせる場面を与えるという視点を持ち、教育活動を推進する。（学級、学年、授業、BS活動、清掃体力、部活動、委員会、学校行事・・・個々に焦点を当てた評価と賞揚）

④情報交換（報告・連絡・相談・確認・記録）

- ・担任一人だけの問題とせず、学年やいじめ対策委員会で常に共通理解し、組織で対応する。

2 家庭との連携

- (1) 便りの活用
 - ・保護者の協力を得るためにも、日々の学校の取り組みや生徒の様子を学校・学年便りや学級便り、学校ホームページなどで知らせる。
- (2) 生活ノート等の活用
 - ・生活ノートなどを通して、生徒はもちろん、家庭（保護者）とのやりとりを密接に行う。
- (3) 相互理解
 - ・生徒に変わった兆候があれば、すぐに保護者に連絡し、相互理解を図る。
- (4) 誠意ある対応
 - ・保護者からの相談や意見・要望には謙虚に耳を傾け、「学校に相談して良かった」と感じてもらえるような誠意ある対応を積み重ねる。また必要があれば、スクールカウンセラーとの面接も紹介する。
- (5) 学校開放日の設定
 - ・保護者や地域住民、関係諸機関に学校や生徒をより良く理解してもらうためにも、授業参観日や授業錬磨などの学校開放日を積極的に設ける。

3 関係機関との連携

- (1) 関係機関と連携した対応
 - ①窓口の確認
 - ・連絡窓口になる職員は学校長とし、いじめ対策委員会での情報共有を日頃から行っておく。
 - ②日頃からの情報交換
 - ・学校からも積極的に出向いて情報交換をし、連携・協力を求める。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

- (1) 生徒たちの立場に立つ
 - ・一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。
- (2) 生徒たちを共感的に理解する
 - ・集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとする姿勢が必要である。

2 見えにくい「いじめ」

- (1) いじめは大人の見えにくいところで行われている
 - ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
 - ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。
 - ②遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態等がある。
- (2) いじめられている本人からの訴えは少ない
 - ・いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はだめな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、等といった心理が働く。
- (3) ネット上のいじめは最も見えにくい
 - ・ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があってもでようしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼する。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 1 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる | 【脅迫、名誉毀損、侮辱】 |
| 2 仲間はずれ、集団による無視 | 【刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要】 |
| 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする | 【暴行】 |
| 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする | 【暴行、傷害】 |
| 5 金品をたかられる | 【恐喝】 |
| 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする | 【窃盗、器物破損】 |
| 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | 【強要、強制わいせつ】 |
| 8 パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる | 【名誉毀損、侮辱】 |

4 早期発見のための具体的な手だて

- (1) 日々の観察（生徒がいるところには、教職員がいる）
 - ・「いるべき時、いるべき場所に、いるべき教師がいる」ことを目指し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。
- (2) 観察の視点
 - ・担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行うことが必要である。
- (3) 生活ノート（コメントのやり取りから生まれる信頼関係）
 - ・生活ノートなどの活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- (4) 教育相談（気軽に相談できる雰囲気づくり）
 - ・日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気楽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と生徒たちの信頼関係の上で形成されるものである。また教育相談（6月・11月）を設定したり、スクールカウンセラーとの面接（1年及びサポートルーム使用者は全員、2年・3年は必要に応じて）を実施する。
- (5) 学校生活アンケート
 - ・学校生活アンケート（5月・7月・10月・12月・2月）も定期的に行い、学校適応度やいじめの有無についての情報を集め、相談活動を行う。

5 相談しやすい環境づくりと配慮

生徒たちが教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。相談したことで、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなりいじめが潜在化を助長する可能性も考えられる。

- (1) 本人からの訴え
 - ①心身の安全を保障する
 - ・日頃から、訴え出たことを認め、全力で守るといふ、教職員の姿勢を伝える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアを努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。
 - ②事実関係や気持ちを傾聴する
 - ・生徒を信じるという姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。
- (2) 周りの生徒からの訴え
 - ・いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受けとめる。
 - ・訴え出たこととその勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。
- (3) 保護者からの訴え
 - ・保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
 - ・問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こってない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子についてこまめに連絡を取り合う。
 - ・生徒の出来ていないところや苦手なところを一方的に指摘されると、保護者は自分自身の躰や子育てについて、否定されたと感じる事も多い。保護者の気持ちを十分理解し接することが大切である。

6 地域の協力を得るために

学校と生徒たちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における教育支援を求めるとも必要である。また、地域から生徒の気になる言動があればすぐに学校に連絡が入るように、体制づくりに努めることが大切である。

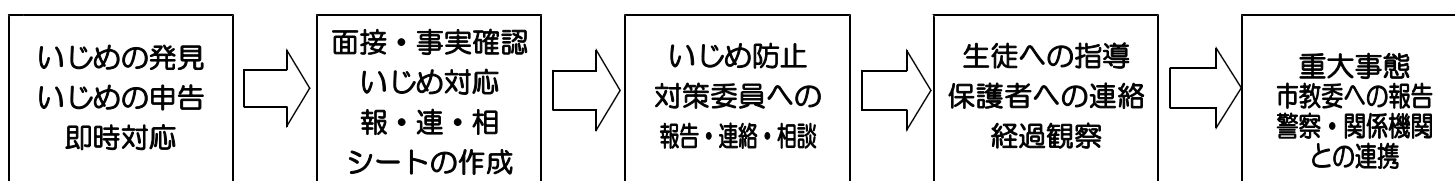
7 『いじめ防止基本方針』が、実効性を伴うものとなるために

学校の具体的な取り組みの実施状況について、学校評価の項目に設定する。評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図る。

V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒たちの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、そのときに、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ①いじめに事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ②迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

①生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②保護者に対して

- 速やかに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係・指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- 家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝え、家庭での変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(2) いじめた生徒に対して

①生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

②保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝え、一緒に考え、具体的な助言を行う。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

(3) 周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることであると理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関する報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4 いじめ防止等に関する対応

(1) インターネットネット上のいじめの防止と対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見た時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒たちが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

- 専門家の話を聞いたり、千葉県教育委員会制作のDVD「手のひらの小さな世界」を活用し、情報モラル教育を推進する。
- 全校生徒対象の情報モラル学習会を実施する。また、「夏休みのしおり」等を通じて、管理者である保護者の意識の高揚に努める。
- SNSでのトラブルがあるたびに、各学級や集会などで類似の事例を紹介し、携帯電話の危険性を認識させる。

(2) 発達障がいを含む、障がいのある生徒

教職員が個々の生徒の障がいの特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行い、生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

- (3) 海外から帰国した生徒や外国の生徒、国際結婚の保護者を持つ外国につながる生徒
言語や文化の差から、学校での学びにおいて、困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われな
いよう外国人生徒等に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (4) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- (5) 東日本大震災により被災した生徒
被災した生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心の
ケアを適切に行い、細心の注意を払っていじめの未然防止・早期発見に取り組む。

Ⅶ いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度始めに組織
体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。計画を作成するにあたっては、
教職員の研修、生徒への指導、保護者や地域、小学校との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

◆君津市立周西南中学校いじめ防止行動計画◆

	会議・情報交換	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	生徒指導集会 清掃・体力づくり開始【BS活動】 ネットワーク利用に関する講話	学級懇談会・保護者会 自宅確認
5月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	SC1年生全員面接 体育祭【BS活動】	
6月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	学級分析アンケート① 全校一斉道徳（学級宣言文作成） 『「こころ」と「絆」宣言』全校採択	学校生活アンケート① いじめシート作成・面接 教育相談週間①
7月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会		全校三者面談
8月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	夏季休業	
9月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	修学旅行・校外学習	
10月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	合唱コンクール【BS活動】 学級分析アンケート② SC3年生全員面接	学校生活アンケート② いじめシート作成・面接
11月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会		教育相談週間②
12月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	学級宣言文・南中宣言振り返り①	全校三者面談
1月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会		学校生活アンケート③ いじめシート作成・面接
2月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	SC2年生全員面接	教育相談週間③
3月	職員会議 生徒指導部会 いじめ委員会	次年度に向けての学級編成 学級宣言文・南中宣言振り返り②	全校保護者会 小学校との引き継ぎ